

障害のある労働者の職場定着と 改正障害者差別解消法における合理的配慮

来年7月から障害者の法定雇用率が引き上げられ、雇用義務が発生・拡大する企業が増加します。多くの企業が障害のある労働者の雇用の維持・拡大に取り組まれているところですが、その職場定着については様々な課題を抱えていらっしゃるのではないのでしょうか。今回は、精神・発達障害のある方の障害特性を踏まえながら、共に働く上でのポイントや留意点について障害者雇用の専門家から解説していただきます。

また、昨年4月に改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障害のある方への合理的配慮の提供が義務化され、今年4月には「新潟県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。同法や県条例を踏まえて、事業者が留意すべき点について新潟県の担当者から解説していただきます。

なお、本セミナーは会員外の方のご参加もお受けいたします。ぜひご参加ください。

CONTENTS

1 精神・発達障害のある方とともに働く上での対応のポイント

- ・ 障害者雇用の現状
- ・ 精神障害とは？ 発達障害とは？
- ・ 職場定着に向けた労務管理上の留意点
- ・ 支援機関の活用と連携

2 改正障害者差別解消法において義務化された事業者による「合理的配慮の提供」とは

- ・ 対象となる「障害者」とは？「事業者」とは？
- ・ 障害を理由とする「不当な差別的取り扱い」の禁止
- ・ 事業者に求められる「合理的配慮の提供」の具体例と留意点
- ・ 県条例が事業者に求めるもの

開催日時		令和7年9月24日（水）14時～16時
会 場		経協会館3階ホール（新潟県経営者協会）新潟市中央区川岸町1-47-3
講 師		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構新潟支部 新潟障害者職業センター 主任障害者職業カウンセラー 岡田 麗子 氏 新潟県福祉保健部障害福祉課 担当者
定 員		60名 (定員に達し次第締め切らせていただきます)
受講料	会 員	無 料（1社2名まで） (3名目の方から1名につき2,200円(消費税込)を当日現金で申し受けます)※
	会員外	1名 2,200円(消費税込) (当日現金で申し受けます)※

※受講料を当日申し受けた際に、領収書（簡易適格請求書）をお渡しします。

申 込 方 法	下記申込書により FAX(025-267-2310) いただくか又は 当協会ホームページ(https://www.niigata-keikyo.jp)からお申し込みください。 ※受講票は発行いたしません。定員に達し、受講できない場合はご連絡いたします。
申 込 締 切 日	令和7年9月17日(水)
備 考	お車でお越しの場合は、当協会には駐車場がございませんので、有料ではございますが近隣の陸上競技場駐車場、白山公園駐車場等をご利用ください。
お 問 合 せ	(一社)新潟県経営者協会 事務局 TEL(025)267-2311

(一社)新潟県経営者協会 行 FAX (025)267-2310

下越支部人事労務セミナー申込書 (9/24)

会 社 名			
所 在 地	(〒)		
ご 担 当 者	お名前	所属・役職	
連 絡 先	TEL:	FAX:	

参加者氏名(フリガナ)		所属・役職
1	()	
2	()	
3	()	
4	()	
5	()	

ご記入いただいた個人情報は、本セミナーに関するお申込者様への連絡、受付やセミナーの運営のために利用いたします。また、今後各種セミナーや当協会の事業等に関する情報をお届けするために、利用することがございます。なお、ご本人から同意を頂いた場合、または法令に基づく場合を除き、お預かりした個人情報を第三者に提供することはありません。